令和　8　年　11　月　24　日

発　言　通　告　書

①．代表質問　　2．一般質問　　3．質疑　　4．討論　　5．緊急質問

江戸川区議会議長
　　島村　和成　殿

江戸川区議会議員
１０番　　牧野　けんじ　㊞

江戸川区議会会議規則第５０条第１項の規定により、下記のとおり通告します。

記

発　言　事　項　・　要　旨	答弁者
１、「2100年の江戸川区（共生社会ビジョン）」および「中サービス・中負担」方針について	区長
（１）「2100年の江戸川区」の中間検証の必要性の認識は。明確な計画期間を設けるべき	
（２）人口推計の見直しの時期は。今後は見直し時期のスパンを定めるべき	
（３）「中サービス・中負担」の各項目の達成状況や効果はどうはかるか。またその公表は。終了時期を定めているか	
（４）「稼働年齢層を含む区民全般向け200のプラン」や「高齢者向け130のプラン」等については、効果をどうはかるか。またその公表は	
２、今後の民間活力や民間提案の導入について	区長
（１）今後も区が直接実施・提供すべき施策についての認識は。民間活力や提案の導入をさらに進めるなら、公共の役割「福祉の増進」との関係で、その役割が後退しないよう担保すべき	
（２）民間提案による公共施設整備について	
①区民福祉や区民サービスの向上を、どのように判断するか	
②比較衡量や検討・検証を、どのように実施するか。実施したものをどう公表するか	
③提案内容について、区民意見を反映する機会はあるか。あるならどのタイミングか	
④提案実施後、建物竣工時、供用開始後のタイミングなどに、効果を検証する仕組みはあるか	

3、区内公共交通の課題について	区長
（1）「交通空白地域」以外のエリアやバスの減便の影響を受けているエリアなど困り感に対応することを、区の方針に加えるべき	
（2）ＪＲ総武線各駅停車のワンマン化、東京メトロ東西線改札の無人化など区内鉄道路線の人員配置の減少について、区として影響を把握し、鉄道事業者にはたらきかけを	
（3）公共交通を取り巻く変化への対応や区内の各地域の困り感に対応し区民の移動の権利を保障する為、交通政策の専担の課を設けるべき	
4、江戸川区の水害の歴史と高規格堤防による「高台まちづくり」について	区長
（1）カスリーン台風から80年を迎える2027年、どのような災害であったか節目のタイミングで啓発を	
（2）新たな篠崎地区のまちづくりについて、この間の住民アンケートの結果の公表やまちづくりの方針に対する住民意見の聴取はどのように実施するか	
（3）災害対策の優先度が高くない篠崎地区で、なぜ今、「高台まちづくり」を進めるのか	